

サービス名称	事業対象者	要支援1・2	要介護1～5	サービス内容
<b>1 自宅を中心に利用するサービス</b>				
<b>(1) 自宅を訪問してもらうサービス(訪問)</b>				
訪問介護(ホームヘルプサービス)	○	○	○	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。
訪問入浴介護	×	○	○	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。
訪問看護	×	○	○	看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。
訪問リハビリテーション	×	○	○	リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。
居宅療養管理指導	×	○	○	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	×	○	密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。
<b>(2) 施設や事業所に通うサービス(通所)</b>				
通所介護(デイサービス)	○	○	○	事業所で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
地域密着型通所介護	×	×	○	定員18人以下の小規模な事業所で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション(デイケア)	×	○	○	施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。
認知症対応型通所介護	×	○	○	認知症と診断された人が、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。
<b>(3) 施設に短期間泊まるサービス(宿泊)</b>				
短期入所生活介護(ショートステイ)	×	○	○	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護	×	○	○	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。
<b>(4) 訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス</b>				
小規模多機能型居宅介護	×	○	○	「通所」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「宿泊」するサービスが柔軟に受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	×	×	○	「通所」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「宿泊」するサービスが柔軟に受けられます。

サービス名称	事業対象者	要支援1・2	要介護1～5	サービス内容
<b>2 施設で利用するサービス</b>				
<b>(1) 有料老人ホームなどに入居しながら受けるサービス</b>				
特定施設入居者生活介護	×	○	○	施設の職員が食事・入浴などの介護や機能訓練を提供します。 ※外部の事業者がサービス提供する場合は区分されます。
<b>(2) 認知症の人が施設で共同生活を送るサービス</b>				
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	×	○ (要支援2のみ)	○	認知症と診断された人が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。
<b>(3) 施設に入所して受けるサービス</b>				
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	×	×	原則 要介護3～5	常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。 食事・入浴などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×	原則 要介護3～5	定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。
介護老人保健施設(老健)	×	×	○	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。 医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。
介護医療院	×	×	○	主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。 医療と介護が一体的に受けられます。
<b>3 生活環境を整えるサービス</b>				
福祉用具貸与	×	○	○	次の福祉用具を借りることができます。 ①手すり ②スロープ ③歩行者 ④歩行補助つえ ⑤車いす ⑥車いす付属品 ⑦特殊寝台 ⑧特殊寝台付属品 ⑨床ずれ防止用具 ⑩体位交換器 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト ⑬自動排せつ処理装置  ※要支援1～2、要介護1の人は原則①～④のみ利用できます。 また、⑬は要介護4・5の人のみ利用できます。
特定福祉用具購入	×	○	○	次の福祉用具を購入した場合、費用の7～9割があとから支給されます。 上限額は同一年度に10万円で、その1～3割が自己負担となります。  ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥自動排せつ処理装置の交換可能部品 ⑦スロープ ⑧歩行者 ⑨歩行補助つえ
居宅介護住宅改修	×	○	○	次の対象工事を行った場合、費用の7～9割があとから支給されます。 上限額は20万円で、その1～3割が自己負担となります。  ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 ④開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去 ⑤和式から洋式への便器の取り替え ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事  ※必ず工事前に申請が必要です。

※受領委任払いについて(福祉用具購入、住宅改修共通)

一時的な利用者負担の軽減を目的とし、保険給付対象費用の1～3割を支払うだけで福祉用具の購入や住宅改修ができる「受領委任払い」という方法もあります。